

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、食品（青果物及び水産物）の産地から小売に至る各流通段階別の価格形成と流通経費の実態を把握し、食品の流通コスト低減、効率化等を目的とする食品流通改善施策等の基礎資料とすることを目的として実施したものである。

2 調査の機構

この調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

3 調査対象期間

平成15年直近の決算期間（1年間）とした。

4 調査実施時期

(1) 青果物経費調査

平成15年11月から12月の間に実施した。

(2) 水産物経費調査

平成15年10月から12月の間に実施した。

5 調査対象の選定

(1) 青果物経費調査

ア 青果物集出荷段階経費調査

全国の青果物の主要産地に所在する集出荷団体のうち、各調査品目毎（調査対象25品目）に東京都中央卸売市場（築地、大田及び淀橋市場）（以下「東京都中央卸売市場」という。）及び大阪市中央卸売市場（本場市場及び東部市場）（以下「大阪市中央卸売市場」という。）への出荷実績が多い上位都道府県の中から有意に選定した。

イ 青果物仲卸段階経費調査

東京都中央卸売市場及び大阪市中央卸売市場に所在し、青果物を取り扱う仲卸業者の中から有意に選定した。

ウ 青果物小売段階経費調査

東京都及び大阪府に所在し、東京都中央卸売市場及び大阪市中央卸売市場から青果物を仕入れる小売業者の中から有意に選定した。

(2) 水産物経費調査

ア 水産物産地卸売段階経費調査

全国の産地卸売市場のうち、各調査品目毎（調査対象8品目）に水揚量の多い上位産地卸売市場が所在する地域（調査区）において卸売を行う産地卸売業者を有意に選定した。

イ 水産物产地出荷段階経費調査

アにおいて選定した産地卸売業者から主に水産物を買い受けて東京都中央卸売市場（淀橋市場を除く。以下同じ。）及び大阪市中央卸売市場へ出荷する産地出荷業者を、各調査対象品目毎に産地卸売市場が所在する地域（調査区）から有意に選定した。

ウ 水産物仲卸段階経費調査

東京都中央卸売市場及び大阪市中央卸売市場に所在し、水産物を取り扱う仲卸業者の中から有意に選定した。

エ 水産物小売段階経費調査

東京都及び大阪府に所在し、東京都中央卸売市場、大阪市中央卸売市場から水産物を仕入れている小売業者の中から有意に選定した。

6 調査対象品目

(1) 青果物経費調査

調査対象品目は、以下の25品目（国產生鮮品とし、カット青果物、冷凍青果物は除く。）である。

ア 生鮮野菜（19品目）

だいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、なす、トマト、きゅうり、ピーマン、さといも、たまねぎ、レタス、ばれいしょ、アスパラガス、かぼちゃ、ブロッコリー、にんにく、生しいたけ

イ 生鮮果実（6品目）

いちご、メロン、みかん、りんご、ぶどう、なし

(2) 水産物経費調査

調査対象品目は、以下の生鮮、冷凍（輸入品を含む。）の8品目である。

まぐろ類、かつお、さけ類、いわし類、あじ類、さば類、さんま、するめいか

7 調査事項

(1) 青果物経費調査

ア 青果物集出荷段階経費調査

(ア) 経営概況

(イ) 集出荷・販売管理に要する経費

(ウ) 代金決済勘定 等

イ 青果物小売段階経費調査及び青果物仲卸段階経費調査

(ア) 経営概況

(イ) 販売費及び一般管理費

(ウ) 仕入金額及び販売金額 等

(2) 水産物経費調査

ア 水産物产地卸売段階経費調査

- (ア) 経営概況
- (イ) 販売・管理等の経費
- (ウ) 代金決済勘定 等

イ 水産物小売段階経費調査、水産物仲卸段階経費調査及び水産物产地出荷段階経費調査

- (ア) 経営概況
- (イ) 販売費及び一般管理費
- (ウ) 仕入金額及び販売金額 等

8 調査方法

調査は、統計・情報センター職員が調査客体（調査協力者）に対して調査票を配付し、調査客体が決算帳簿等の資料に基づき調査票を作成する自計申告調査とし、統計・情報センター職員が回収する方法により実施した。

9 流通経費の考え方

(1) 青果物経費調査

ア 集出荷団体の経費（集出荷・販売経費）

集出荷団体に係る経費は、生産物が農家の庭先に収納されてから、選別・荷造、出荷等を行い、消費地卸売市場へ運搬される直前までに要した材料費（包装資材等）、労働費、償却資産（集荷場、選果場等）の減価償却費、土地の借地料等の集出荷経費と、消費地卸売市場への運搬から販売されるまでに要した販売経費により構成されている。

- (ア) 集出荷経費のうち、調査対象品目以外の品目と共に使用されている償却資産、販売管理費などの経費については、調査対象品目の使用割合を算出して配賦計算を行い、その品目の負担すべき配分額を計上した。
- (イ) 租税については、固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の物税のほか消費税について、原価の一部を構成するものとして集出荷経費に含めた。
- (ウ) 出荷対策費、価格安定費、共済金等の卸売価額から差し引かれるものについては販売経費に含めた。
- (エ) 卸売会社手数料、出荷運送料、道府県連等の販売手数料としての上部団体手数料については販売経費に含めた。

イ 仲卸業者、小売業者の経費（仲卸経費、小売経費）

(ア) 仲卸経費

仲卸のために要した費用であり、東京都中央卸売市場及び大阪市中央卸売市場に所属する仲卸店舗が仕入れた青果物を小売店又は大口需要者に分荷するまでに要した費用の総額である。

具体的には、支払運賃、包装材料費、保管料などの販売経費、福利厚生費、賃借料、市場使用料などの管理経費、施設経費、給料手当（家族従業員の労賃を含む。）及び資本利子により構成される。

(イ) 小売経費

小売のために要した費用であり、小売店が東京都中央卸売市場及び大阪市中央卸売市場の売買参加者として仕入れるか又は、仲卸業者から仕入れて消費者に売り渡すまでに要した費用である。

費目の構成は、仲卸経費の場合とほぼ同様である。

- (ウ) 仲卸又は小売の青果物に係る経費のうち、青果物の販売に係る事業と他の事業又は家計と共に用いている経費、償却資産の減価償却費については、青果物の使用割合を算出して配賦計算を行い青果物の負担額を計上した。

また、管理施設、配送施設及び倉庫施設を保有している場合で、調査対象店舗の決算と別れており、調査対象店舗における青果物の販売に係る経費が含まれている場合には、その負担額を計上した。（以下同じ。）

(2) 水産物経費調査

ア 産地卸売業者の経費（産地卸売経費）

産地卸売業者に係る経費は、水産物が漁港に水揚げされてから、選別・荷造、出荷等を行い、産地卸売市場において卸売（販売）されるまでに要した費用の総額である。

具体的には、包装・荷造材料費、出荷運送料、減価償却費、販売管理費（人件費等）、資本利子等により構成される。

イ 産地出荷業者の経費（産地出荷経費）

アの産地卸売業者から主に水産物を買い受けて、東京都中央卸売市場及び大阪市中央卸売市場等へ出荷するまでに要した費用の総額である。

具体的には、卸売手数料（消費地市場における販売委託をする際に徴収される手数料）、支払運賃、包装材料費などの販売経費、福利厚生費、減価償却費などの管理経費、施設経費、給料手当及び資本利子により構成される。

ウ 仲卸業者、小売業者の経費（仲卸経費、小売経費）

仲卸又は小売の水産物に係る経費のうち、水産物の販売に係る事業と他の事業又は家計と共に用いている経費、償却資産の減価償却費については、水産物の使用割合を算出して配賦計算を行い水産物の負担額を計上した。

なお、仲卸経費及び小売経費については、青果物の仲卸経費及び小売経費と同様である。

10 定義及び約束事項

(1) 青果物経費調査

ア 集出荷団体の経費（集出荷・販売経費）、販売経費、販売収入及び生産者受取価格

(ア) 集出荷経費

a 包装・荷造材料費

段ボール箱や通いコンテナ等の容器代、商品個々を包装するポリパック、ビニール袋、発泡ネット等の個装費、容器に充填するトレー・パック、中仕切りに使う波型

段ボール等の内装費及び容器の外側に用いるラベル、針、バンド、ビニールテープ等の外装費を計上した。

b 選別・荷造労働費

選別、包装、荷造のために支払った労賃を計上した。

(a) 選別・荷造労働費（生産者）

生産者個々が選別、包装、荷造を行っている場合、出荷箱数を1人1日（8時間労働で換算）当たりの荷造箱数で除して延べ作業人日を算出し、それに平成15年直近の決算期間（1年間）に対応した都道府県別労賃単価の平均を乗じて算出した。

労賃単価は、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「運輸・通信業」の「5～29人規模」の事業所における賃金データ（都道府県別）を男女込みの単純平均単価により算出し計上した。

(b) 選別・荷造労働費（集出荷団体）

集出荷団体が選別、包装、荷造を行っている場合は、支払った労賃とした。

c 減価償却費

集出荷団体が集出荷のために所有している集荷場、選果場、選果機等の償却資産について、青果物販売金額に占める調査対象品目の販売金額の割合等から、その調査対象品目が負担すべき減価償却費を算出し計上した。

d 集荷費

農家の庭先から集出荷場までの運搬費を計上した。

e 検査料

集出荷団体等が徴収する検査料を計上した。

f 保管料

調査対象品目の保管のため支払った保管料（倉敷料、入出庫料、保険料等）の合計金額を計上した。

g 販売管理費

集出荷団体の決算帳簿の中から、販売部門に要した次の経費について、販売部門で取り扱った全品目の販売額に占める調査対象品目の販売額の割合等から、その調査対象品目が負担すべき販売管理費を算出し計上した。

(a) 借地料

集荷場、選果場などの集出荷施設の敷地が借地の場合に、支払った借地料を計上した。

(b) 見積地代

集出荷団体の所有地に集荷場や選果場等の施設がある場合は、類似の借地料に見合った見積額を計上した。

(c) 人件費

調査対象品目の出荷事務、代金精算事務及び管理部門に要した職員の労賃であり、役員報酬、給料手当、福利厚生費、退職引当金等を計上した。

(d) 事務費

調査対象品目の出荷事務、精算事務等に要した通信費、事務用消耗品、図書費

等の経費を計上した。

(e) 業務運営費

調査対象品目の集出荷のために要した会議費、接待費、広告宣伝費、資料印刷費等を計上した。

(f) 施設費

調査対象品目の集出荷のために利用した建物（選果場等）や機械器具（選果機等）の修繕費、保険料、水道光熱料、賃借料、消耗備品など施設の維持管理に要した経費を計上した。

(g) 租税

固定資産税、自動車税・軽自動車税等の物税のほか消費税を計上した。

(h) 商品廃棄処分費

出荷できず廃棄したものに処分経費がかかっている場合に、廃棄処分費を計上した。

(i) 雑費

調査対象品目の集出荷のために要した上記以外の経費を計上した。

h 資本利子

(a) 固定資本利子

償却資産の期首現在価を固定資本額とし、これに青果物販売額に占める調査対象品目の販売額の割合等を乗じて、その調査品目が負担すべき資本額を算出し、その額に年利4%を乗じて算出し計上した。

(b) 流動資本利子

包装・荷造材料費、集荷費、選別・荷造労働費、検査料、保管料及び借地料、見積地代を除いた販売管理費を合計し、その2分の1を流動資本額とみなし、これに年利4%を乗じて算出し計上した。

なお、2分の1としたのは、これら流動財等が調達されてから回収されるまでの前払期間をほぼ平均して半年程度とみたためである。

(イ) 販売経費

a 出荷運送料（卸売会社立替払運送料を含む。）

卸売市場へ出荷するのに要した運送料を計上した。また、集出荷団体が負担する出荷運送料のうち、卸売会社が立替払いをし、卸売代金精算の際に卸売価額から差し引かれる卸売会社立替払運送料を含めて計上した。

b 卸売会社手数料（卸手数料）

荷受会社が卸売価額から控除した手数料を計上した。この手数料は、中央卸売市場の場合は野菜8.5%、果実7.0%であり、地方卸売市場の場合は地域によって異なる。

c 卸売代金送金料

荷受会社が卸売代金を集出荷団体に支払った際に要した送金料を計上した。

d 上部団体手数料

集出荷団体の全国連及び道府県連が卸売代金から徴収した販売手数料を計上し

た。

e 負担金

出荷対策費、価格安定費、共済金等を計上した。

(ウ) 販売収入

a 卸売価額

卸売市場で販売された調査対象品目の金額を計上した。

b 販売代金以外の収入

販売代金以外の入金で、上部団体が手数料として、また集出荷団体の運営費に充当する等して、現実に生産者に還元されない場合も考えられるが、この調査では、「販売代金以外の入金」全額は生産者へ還元されるとの前提に基づいて計上した。

(a) 荷主交付金・出荷奨励金

集出荷団体が荷受会社から受け取った荷主交付金・出荷奨励金を計上した。

(b) その他の入金

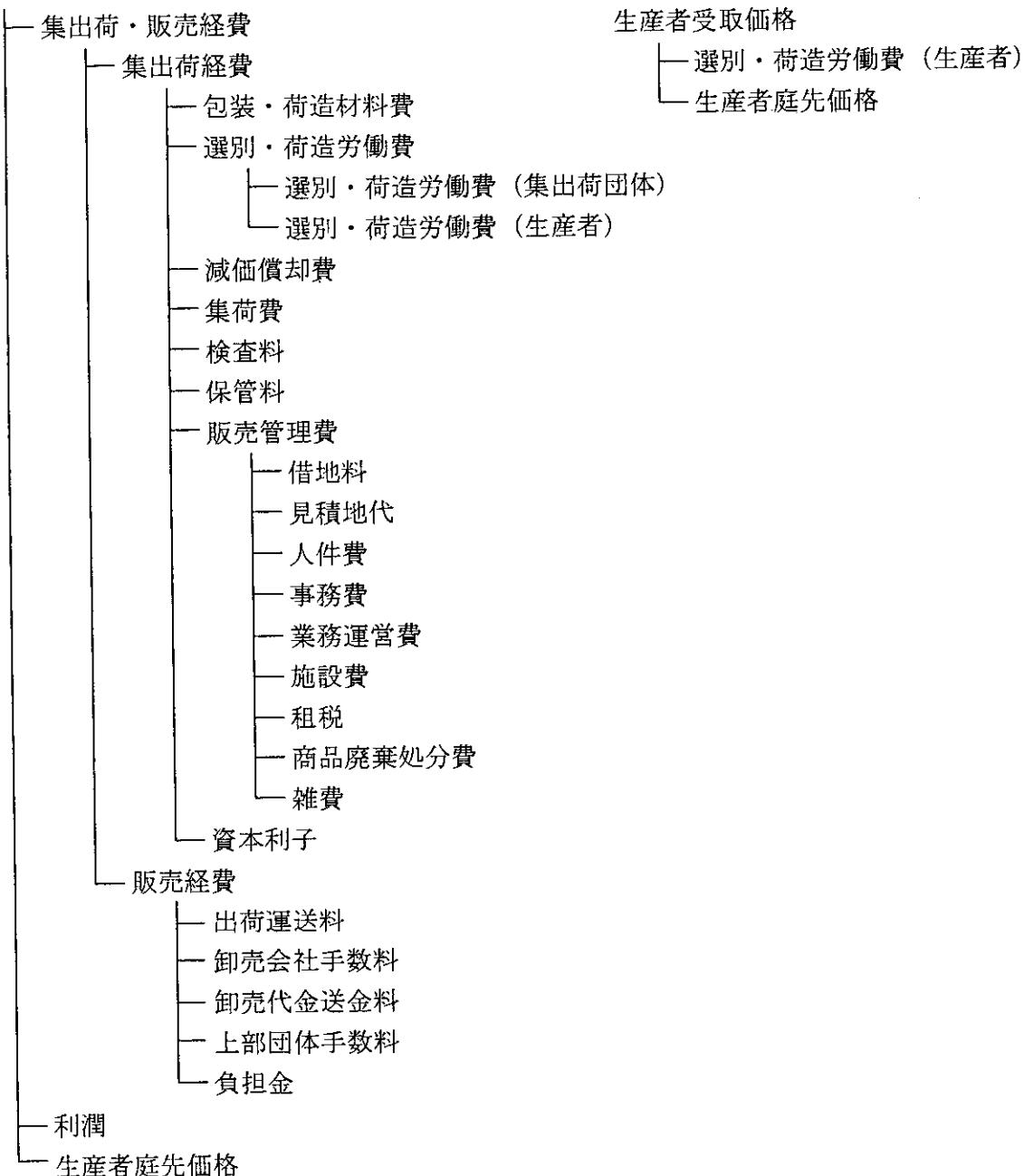
その他の出荷に関連した入金(共済見舞金など)及び価格補てん金を計上した。

(エ) 生産者受取価格

「卸売価額」に「荷主交付金・出荷奨励金」、「その他の入金」を加えた「販売収入」から「集出荷・販売経費」を差し引き、「集出荷経費」のうち「選別・荷造労働費（生産者）」を加えて算出し計上した。

イ 集出荷団体の経費、販売収入及び生産者受取価格を樹形図で表すと、次のとおりである。

販売収入



ウ 仲卸業者、小売業者の経費（仲卸経費、小売経費）

販売経費、管理経費、施設経費、給料手当及び資本利子により構成される。

(ア) 販売経費

a 支払運賃

荷の取り引き及び発送のため、鉄道や運送会社等に支払った運賃を計上した。

b 包装材料費

販売のために要した包装紙、紙袋、ひも、テープなどの包装材料費を計上した。

c 保管料

- 取扱い品目を倉庫（冷蔵庫等）に保管した場合に支払った保管料を計上した。
- d 車両燃料費 営業のために使用した自動車のガソリン代、オイル代などを計上した。
 - e 取引通信費 仕入れや販売など営業上の連絡のために支出した電話代、電報代、切手、はがき代などを計上した。
 - f 取引交通費 仕入や販売に要した交通費、旅費を計上した。
 - g 広告宣伝費 ちらし広告、折り込み広告、スタンプ、福引券などの販売促進費等を計上した。
 - h 商品廃棄処分費 商品の仕入減耗及び販売残等に関わる廃棄処分費を計上した。

(イ) 管理経費

- a 福利厚生費 健康保険料、失業保険料などの法定福利費のうち、店主の負担額、店員の慰安などの厚生費、店員に係る慶弔見舞金を計上した。
- b 減価償却費 建物、冷蔵庫、機器及び車両設備等の営業用の固定資産に対する減価償却費を計上した。
- c 支払地代 店舗、倉庫などの敷地を借り入れている場合に支払った地代を計上した。
- d 貸借料 店舗、倉庫、車庫、機器、コンピュータなどの貸借料を計上した。
- e 見積地代 店舗、倉庫などの敷地が所有地の場合は、類似の地代を見積もって計上した。
- f 修繕費 営業に使用している店舗、倉庫、車両、備品などに要した修繕費、また車検に要した費用を計上した。
- g 水道光熱費 営業のために要した電気、ガス、水道代やその他の燃料費を計上した。
- h 支払利子 銀行等金融機関からの借入金の支払利子及び手形の割引料を計上した。
- i 租税及び負担金 固定資産税、事業税、自動車税、収入印紙税、組合費など（所得税、法人税、住民税は含まない。）を計上した。
- j 消耗品費 事務用品、作業服、耐用年数1年未満の備品などを計上した。
- k 損害保険料 営業に使用している店舗、倉庫、備品の火災保険料、自動車保険料（自賠責保険

料、任意加入保険料) を計上した。

1 接待交際費

仕入先、得意先などを接待した飲食費や慶弔見舞金などを計上した。

m 市場使用料(青果物仲卸段階経費調査のみ。)

仲卸人が市場内で使用する売場の使用料であり、東京都中央卸売市場及び大阪市中央卸売市場の業務規定により市場開設者に支払った市場使用料を計上した。

n 雑費

税理士への謝金や、寄付金など、その他営業雑費を計上した。

(ウ) 施設経費

管理施設、配送施設及び倉庫施設を保有している場合で、店舗にかかる経費と決算が分かれており、店舗における青果物の販売にかかる経費が含まれている場合に計上した。

(エ) 給料手当

従業員給料及び事務員給料(アルバイト等を含む。)、通勤手当、賞与、役員給料手当(店主及び家族の給料を含む。)、退職給与引当金繰入など(役員賞与を含む。)を計上した。

(オ) 資本利子

a 固定資本

店舗、管理施設、倉庫等の償却資産の青果物営業負担分の期首現在価に年利4%を乗じて算出し計上した。

b 流動資本

給料手当等営業のために現実に支出を伴った費用を合計しその24分の1を流動資本額とみなし、この額に年利4%を乗じて算出し計上した。

なお、24分の1としたのは、これらの流動財等が調達されてから回収されるまでの前払期間をほぼ平均して半月程度とみたためである。

(2) 水産物経費調査

ア 産地卸売業者の経費(産地卸売経費)、産地卸売価格、産地卸売収入及び生産者受取価格

(ア) 産地卸売経費

a 包装・荷造材料費

発泡スチロール箱、木箱、ポリパック、ビニール袋等の容器類、容器の外側に用いるレッテル、釘、バンド、ビニールテープ等の外装材料及び氷等の保冷剤も含めて計上した。

b 出荷運送料

他の産地卸売市場、中央卸売市場等に出荷した際の運送費を計上した。

- c 減価償却費
産地卸売業者が水産物の集出荷、卸売のために所有している集荷場、製氷・冷凍施設、冷蔵庫等の償却資産を算出し計上した。
- d 集荷費
産地卸売市場（産地卸売業者）までの集荷費を計上した。
- e 保管料
水産物の保管のため支払った保管料（倉敷料、入出庫料、保険料等）の合計金額を計上した。
- f 販売管理費
産地卸売業者の決算帳簿の中から、水産物の販売部門に要した次の経費について計上した。
 - (a) 借地料
集出荷施設等の敷地が借地の場合に、支払った借地料を計上した。
 - (b) 見積地代
産地卸売業者の所有地に集出荷施設等の施設がある場合は、類似の借地料に見合った見積額を計上した。
 - (c) 人件費
出荷事務、代金精算事務及び管理部門に要した職員の労賃であり、役員報酬、給料手当、福利厚生費、退職引当金等を計上した。
 - (d) 事務費
出荷事務、精算事務等に要した通信費、事務用消耗品、図書費等の経費を計上した。
 - (e) 業務運営費
集出荷のために要した会議費、接待費、広告宣伝費、資料印刷費等を計上した。
 - (f) 施設費
水産物の集出荷のために利用した建物（集出荷施設等）や機械・器具の修繕費、保険料、賃借料、消耗備品など施設の維持管理に要した経費を計上した。
 - (g) 水道光熱費
電気、ガス、水道料金等を計上した。
 - (h) 租税
固定資産税、自動車税、軽自動車税等の物税、消費税を計上した。
 - (i) 廃棄処分費
出荷できず廃棄したものに処分経費がかかっている場合に、廃棄処分費を計上した。
 - (j) 雜費
上記以外の産地卸売のために要した経費を計上した。
- g 資本利子
 - (a) 固定資本利子

償却資産の期首現在価値を固定資本額とし、その額に年利4%を乗じて算出し計上した。

(b) 流動資本利子

包装・荷造材料費、保管料及び借地料、見積り地代を除いた販売管理費を合計し、その24分の1を流動資本額とみなし、これに年利4%を乗じて算出し計上した。

なお、24分の1としたのは、これら流動財等が調達されてから回収されるまでの前払期間をほぼ平均して半月程度とみたためである。

(iv) 産地卸売価格

産地卸売市場（産地卸売業者）において、水産物を委託及び買付により仕入れ卸売（販売）した金額を計上した。

(v) 産地卸売収入

a 卸売手数料

産地卸売業者が水産物の卸売価額から控除した手数料の金額を計上した。

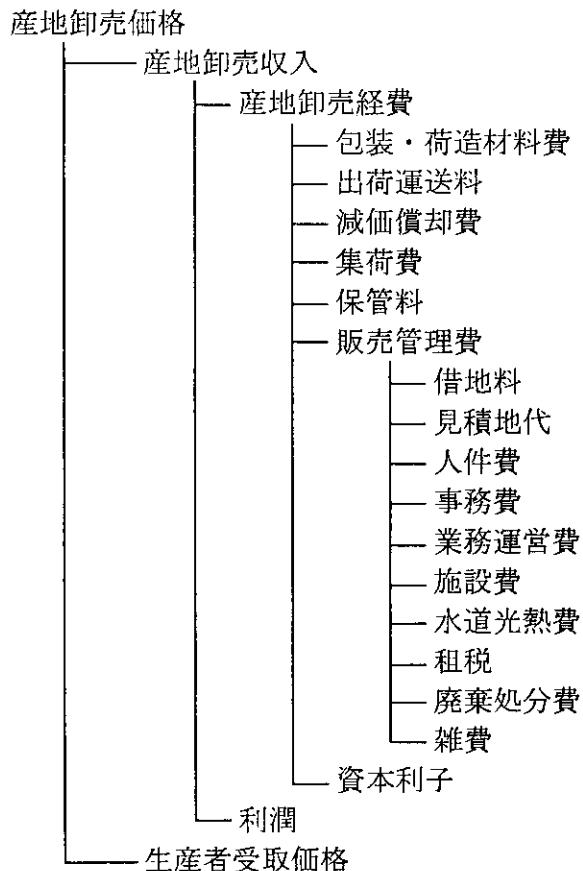
b その他の控除経費

産地卸売業者が水産物の水揚料、選別料等を卸売手数料以外に卸売価額（販売金額）から控除している場合の金額を計上した。

(vi) 生産者受取価格

水産物の産地卸売価額から産地卸売収入を控除した金額を計上した。

イ 産地卸売業者の経費、産地卸売収入及び生産者受取価格を樹形図で表すと、次のとおりである。



ウ 産地集出荷業者、仲卸業者、小売業者の経費

販売経費、管理経費、施設経費、給料手当及び資本利子により構成される。

(ア) 販売経費

a 卸売手数料（水産物産地出荷段階経費調査のみ。）

消費地卸売市場の卸売会社が卸売価格から差し引く手数料とし、産地市場の手数料を含めない。

なお、支払運賃から商品廃棄処分費については、青果物の仲卸業者、小売業者（仲卸経費、小売経費）と同じである。

(イ) 管理経費、施設経費、給与手当及び資本利子

管理経費、施設経費、給与手当及び資本利子については、青果物の仲卸業者、小売業者（仲卸経費、小売経費）と同じである。

11 利用上の注意

- (1) 本調査は、東京都及び大阪府に所在する青果物及び水産物を取り扱う小売業者、東京都中央卸売市場、大阪市中央卸売市場に所在する仲卸業者及び全国の産地の青果物の集出荷団体、水産物の産地出荷業者及び産地卸売業者を対象として、食品（青果物及び水産物）の流通段階別の価格形成と流通経費を事例的に調査した結果を単純に平

均したものであるので、利用に当たっては十分留意願いたい。

(2) 青果物経費調査

ア 集出荷団体の対象都道府県及び事例件数

品 目	対 象 都 道 府 県	事例件数
だいこん	北海道、青森、千葉、神奈川、岐阜、和歌山、徳島	10
にんじん	北海道、千葉、徳島、鹿児島	10
はくさい	茨城、群馬、長野、愛知	10
キヤベツ	茨城、群馬、千葉、神奈川、長野、愛知、大阪	10
ほうれんそう	岩手、茨城、群馬、埼玉、千葉、岐阜、徳島	9
ねぎ	北海道、青森、茨城、埼玉、千葉、大阪、徳島、高知	9
なす	栃木、群馬、大阪、奈良、岡山、徳島、高知	10
トマト	茨城、栃木、千葉、岐阜、愛知、福岡、熊本	10
きゅうり	福島、群馬、埼玉、千葉、香川、愛媛、宮崎	10
ピーマン	岩手、茨城、和歌山、高知、宮崎、鹿児島	10
さといも	埼玉、千葉、愛媛、宮崎、鹿児島	10
たまねぎ	北海道、兵庫、佐賀	8
レタス	茨城、長野、静岡、兵庫、徳島、香川	10
ばれいしょ	北海道、長崎、鹿児島	9
アスパラガス	北海道、福島、長野、広島、香川、愛媛、佐賀、長崎	10
かぼちゃ	北海道、茨城、宮崎、鹿児島	10
ブロッコリー	埼玉、長野、愛知、和歌山、徳島、香川	9
にんにく	青森、香川	10
生しいたけ	岩手、福島、栃木、群馬、岐阜、徳島	9
いちご	栃木、徳島、福岡、佐賀、長崎、熊本	9
メロン	北海道、茨城、千葉、静岡、高知、熊本	10
みかん	静岡、和歌山、愛媛、佐賀、長崎、熊本	9
りんご	青森、長野	10
ぶどう	山形、山梨、長野	8
なし	福島、茨城、栃木、千葉、鳥取、徳島、福岡、佐賀	10
計		239

イ 仲卸業者及び小売業者の対象地域及び事例件数

業者の種類	対 象 地 域	事例件数
仲卸業者	東京都（東京都中央卸売市場内（築地、大田及び淀橋市場））及び大阪府（大阪市中央卸売市場内（本場及び東部市場））	70
小売業者	東京都及び大阪府	56

(3) 水産物経費調査

ア 産地卸売業者及び産地出荷業者の対象都地域及び事例件数

業者の種類	対象地域	事例件数
産地卸売業者	北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、神奈川、静岡、新潟、石川、三重、京都、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、長崎、鹿児島	46
産地出荷業者	北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、神奈川、静岡、新潟、石川、三重、京都、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、長崎、鹿児島	71

イ 仲卸業者及び小売業者の対象地域及び事例件数

業者の種類	対象地域	事例件数
仲卸業者	東京都（東京都中央卸売市場内(築地及び大田市場))及び大阪府（大阪市中央卸売市場内(本場及び東部市場)）	46
小売業者	東京都及び大阪府	55

(4) 計と内訳は、ラウンドの関係で一致しないものがある。

(5) 表中に使用した記号は、以下のとおりである。

- 「 - 」： 事実のないもの
- 「 … 」： 事実不詳又は調査を欠くもの
- 「 0 」又は「0.0」： 単位に満たないもの

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 消費統計室

流通構造統計班

電話 (代表) (03) 3502-8111 内線2871
(直通) (03) 3591-0783